

意見検討結果一覧表

（案名： 第5次ツキノワグマ管理計画 ）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>本文23ページにおいて《刈り払い》とあるが、住民の高齢化、経済的困窮により、現実には除草、刈り払いは住民の手ではほぼ不可能と成っている世帯が年々増えていることを理解し、住民の手によらない「民有地の緩衝帯の整備」の方法を明記すべきである。人の住まない空き家だけの集落もかなり増加している。</p>	<p>民有地の管理は、基本的に所有者の責任において行うものですが、市町村及び地域と連携して緩衝帯の整備に係る取組を推進していきます。</p>	D（参考）
2	<p>本文全体について、クマ肉のジビエに関する項目と記述、またクマ肉に含まれる放射性セシウムに関する記述が無いのは本案の欠陥である。キチンと明記すべきである。</p>	<p>26ページの(4)モニタリング調査の項目に、本県の野生鳥獣肉のうちクマ肉に係る国からの出荷制限指示と検査について、記載します。</p>	A (全部反映)

<p>3</p>	<p>第6次シカ管理計画（案）および、第3次イノシシ管理計画（案）および第5次ツキノワグマ管理計画（案）について</p> <p>いずれの案においても、「普及啓発」、「人材の確保育成」、「狩猟者の動向」の項目の内容がほぼ同一のためにまとめた提言となるが、つまるところ、現行においては狩猟者を増やすことによって頭数そのものを減らす攻めの方向でいくか、あるいは、防護フェンスや電気柵、森林や草地をクリアリングすることによるバッファゾーンの確保といった守りの方向でいくこととなる。</p> <p>そして、いずれの方策においても屋外、それも山地や急峻地における重量物の搬送や設置における作業技術が必要となる。</p> <p>また何よりの問題として、特に狩猟の場合は免許取得の段階や更新において経済的な高コスト負担があり、つまるところ、現状は意識の高い若手を「やりがい搾取」としか思えない状況となっている。</p> <p>2015年に実施された、環境整備部自然保護課による「第3回捕獲の担い手研修会」では、約18万円の負担があると報告があったが、県や市町村の支援が浅い現段階で狩猟免許取得と道具の購入をした場合、その後に支援が拡充された場合に sunk cost の発生と不公平感を招き、何より、有害鳥獣の増加によってドラスティックな処置を将来的に県が取らざるをえないことを予測して、「とりあえず制度の拡充を待つ」という選択も考えられる。</p> <p>これらの対策として、</p> <p>1：ただちに全額負担およびそれに近い額の支援を実施する。</p> <p>2：今後の制度拡充が行われた場合は、差額を補償することを確約し宣言する。</p> <p>の、二つを提言したい。</p>	<p>狩猟者の育成と支援について、県では、狩猟免許試験の受験者を対象とした予備講習会や新人狩猟者の技能向上のための研修会を無料で開催するとともに、狩猟税の減免などの措置を講じているところです。</p> <p>なお、有害捕獲を所管する市町村において、費用の一部の補助等が行われていますが、有害捕獲等に従事しない狩猟者との公平性の観点などから、県として免許取得に対する助成には慎重な検討が必要と考えており、引き続き、関係機関と連携し狩猟者の確保に向けた取り組みを進めます。</p>	<p>D（参考）</p>
----------	--	--	--------------

4	<p>これに加えて、国が進める就職氷河期世代の救済としても、「公務員の身分保障で」管理計画の現場における人材の育成と実践をすべきであることもまた、強く提言するものである。</p> <p>日本でも最大級の森林や山岳地を有する岩手県において、他県に先んじて公務員ハンターや公務員林業現場職を誕生させることによって、注目を集めることと、その本気度を内外にアピールする好機であると考えられるものである。</p> <p>必要ならば、防衛省ないし地方連絡本部との協議の上、予備自衛官ないし即応予備自衛官の運用も考えるべきであろう。</p>	<p>市町村が実施する鳥獣被害対策実施隊員については、地方公務員法に規定する特別職の職員で非常勤と扱われているところです。</p> <p>捕獲の担い手確保については、国の対応を踏まえつつ、引き続き、県として取り組みを進めます。</p>	D (参考)
---	---	---	--------

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

3 意見(類似の意見をまとめたものを含む。)数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。